

# 互助会事業の見直しについて

これまで互助会は、平成25年からの運用益への課税や低金利、会員数の減少等のため、厳しい財政状況の中で運営を続けてまいりました。しかし、このままでは、健全運営ができなくなると判断し、平成27年度に、各団体の代表者による「あり方検討委員会」を実施し、互助会事業の「見直し案」を作成しました。その「見直し案」が、平成28年2月に開催された平成27年度第2回理事会において承認され、平成29年度から下記のとおり会費及び事業の一部を見直しさせていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

## 1 現職互助事業の見直し内容

- 会費 扶養者の有無で徴収率が異なっていた会費を一律にします。

(現行)

被扶養者あり 8 / 1000  
被扶養者なし 7 / 1000

(改正後)



一律 8 / 1000

※これまでどおり、会費の1 / 2は退職慰労金として積立て、退会時に返還します。

- 事業 一部の事業について、縮減をします。

事業名	現 行	改 正 後
弔慰金	会員 500,000円	会員 300,000円
	被扶養者 50,000円	被扶養者 30,000円
福祉施設利用補助金	1泊につき2,000円	1泊につき1,000円

## 2 退職互助事業の見直し内容

- 会費 加入年齢別に50,000円ずつ引き上げます。(平成28年度末加入者より)  
(単位:円)

加入年齢	50~55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳
現 行	620,000	600,000	580,000	560,000	540,000	520,000
改 正 後	670,000	650,000	630,000	610,000	590,000	570,000

- 事業 一部の事業について、廃止・縮減をします。

事業名	廃止・縮減内容
医療費補助金	年間給付上限額を設定(70歳未満120,000円、70歳以上38,000円)
福祉施設利用補助金	1泊2,000円の補助を、1,000円に削減
会員クラブ利用助成	廃止
長寿記念品	古希(70歳)の記念品を廃止
死亡給付金	満55歳以上20,000円の給付を10,000円に削減
事務費	年2回発行の退互だよりを年1回に削減

## ●今後の事業のあり方について

互助会の収支は、会費の収入状況・各種給付の支出状況・人件費等の管理費支出状況等により毎年変動します。そこで、管理費の削減に努めるとともに、常に収支のバランスを注視し、3年に一度の間隔で事業の見直しを検討します。そして、収支が好転する状況が見られた場合は、会費の減額や事業の新設を行います。